

令和6年度 高校教育を巡る最近の動き

(令和7年1月14日版)

1	高等学校教育の在り方ワーキンググループ	1
(1)	中間まとめ	
(2)	中間まとめ後のワーキンググループの動き	
(3)	学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布等 実施に向けた動き	
2	「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための 環境整備に関する総合的な方策について	3
(1)	諮問と審議の進展	
(2)	「答申」の主な内容	
(3)	「審議のまとめ」公表後の動き	
(4)	経済財政運営と改革の基本方針2024「骨太の方針」	
(5)	「教師を取り巻く環境整備 総合推進パッケージ」取りまとめ。概算要求への反映	
(6)	財政制度等審議会財政制度分科会での文科省の要求に対する財務省の見解	
(7)	財務省の見解に対する文科省の反論	
(8)	大臣折衝での合意	
(9)	全国高等学校長協会の対応	
3	今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会	10
4	高等学校DX加速化推進事業(DXハイスクール)	11
5	大学入学共通テスト(令和8年度からの電子出願)について	11
6	令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する 調査結果について	11
7	初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について	12
8	多様な専門性を有する質の高い教師集団の形成を加速するための方策について	12
9	大学入学者選抜実施要項において定める試験期日等の遵守について	13

令和7年1月17日

全国高等学校長協会

1 高等学校教育の在り方ワーキンググループ

第 11 期中央教育審議会は、これからの高等学校教育の在り方を検討するため、令和 4 年 10 月に「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会」の下に、「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」を設置し、令和 5 年 3 月に論点整理を取りまとめた。第 12 期中央教育審議会においてもワーキンググループを設置し、論点整理に基づき具体的な検討を行うこととなった。

ワーキンググループは、6 月から検討を進め、令和 5 年 9 月 1 日に中間まとめが公表された。

(1) 中間まとめ

基本的な考え方として、高校教育の実態は地域・学校により非常に多様な状況であり、質の確保・向上に向けて、生徒一人一人の個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」と全ての生徒が必要な資質・能力を共通して身に付けられるようにする「共通性の確保」を併せて進めることが必要であるとした。

「多様化への対応」に向けては、生徒の多様な学習ニーズへの対応や不登校など多様な背景を有する生徒の受け入れ、進路の固定化に課題があり、今後、地理的状況や各学校・課程・学科の枠にかかわらず、いずれの高校においても多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出していくため、必要な体制・環境を整備しつつ、遠隔授業や通信教育の活用、学校間連携の促進、関係機関との連携・協働等を一層進めて行くことが必要であるとした。そのための具体的方策として、遠隔授業における受信側の教室の体制や対面授業に係る条件の弾力化。不登校生徒の学習機会の確保として柔軟な履修・修得を認める運用などを示した。

「共通性の確保」に向けては、選挙権年齢や成年年齢の引き下げ、生成 A I 等の急速な普及等の変化を踏まえ取り組むべき項目として、①自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力の育成、②自ら問いを立て、多様な他者との協働しつつ、その問に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力の育成、③自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力の育成、④義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、知・徳・体のバランスの取れた土台の形成をあげた。そのための具体的方策として、社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進に向けて、普通科改革の推進、コーディネーターの配置支援、産業界と専門高校との連携・協働の強化などを示した。

また、「多様性への対応」と「共通性の確保」に各高校が取り組む上では、学校における働き方改革、教師の資質能力の向上や指導側の体制・環境整備、大学入学者選抜の改善等を併せて進めていくことも重要である。とした。

(2) 中間まとめ後のワーキンググループの動き

1 月 23 日(火)まで約 4 ヶ月ワーキンググループは開催されなかった。1 月 23 日の会議では、スクールミッション、スクールポリシーの策定・運用について議論が行われた。

4 月 9 日(火)の会議では、少子化が加速する地域における高等学校の在り方を考える切り

口として、各都道府県における高等学校の適正規模に関する基準の例や将来的な学級規模の推移の分析例。私立高校生への修学支援事業調査結果の報告等をもとに議論が行われた。

5月27日(月)の会議では、普通科改革の現状と課題や、質の高い教師確保部会「審議のまとめ」を受けて特に高等学校に関する議論が行われ、委員の中からは定数改善等抜本的な改善が必要ではないかといった意見も出された。

6月20日(木)の会議では、全日制・定時制・通信制課程の在り方、遠隔授業配信センターの体制等の在り方、高等学校の指導体制の充実のための方策等について、先進校の事例や視察結果の報告等を踏まえて議論が行われた。

9月12日(木)の会議では、教育費負担軽減の在り方について、人口減少時代において少子化が更に加速する地域における高等学校教育の在り方について委員提出資料や視察報告等を踏まえて議論が行われた。

12月12日(木)の会議では、「審議のまとめ」の素案が示されその内容について議論が行われた。

ワーキンググループは1月31日(金)の会議で「審議のまとめ」に関する意見の取りまとめが行われ、その後中教審初等中等教育分科会に報告される予定である。

(3) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布等実施に向けた動き

文部科学省は「中間まとめ」を受けて、全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会を確保するために、学校教育法施行規則の一部を改正し、令和5年12月28日に公布した。

【改正内容】

① 不登校生徒等向けの通信教育の実施 (88条の4関係)

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒(「不登校生徒」)、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒(病気療養中等の生徒)その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて通信教育を行うことができる。

② 修得可能な単位数に関する規程の整備 (96条関係)

不登校生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所で遠隔授業を履修し、修得する単位数及び全日制課程の生徒が自校又は他校の通信制課程との併修により修得する単位数は合計で36単位までとする。

また、規則改正と併せて「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」が3点出された。

【主な内容】

① 受信側の教室等への教員配置

不登校生徒に対して自宅その他特別な場所においてメディアを利用して行う授業の配信を行う場合など、必要な条件を満たしている場合は、例外的に受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも必要ない。

② 対面により行う授業の時間数

授業の配信を受ける高校等が離島・中山間地域等に立地し、配信側の教員の移動に日数を要するなどの条件を満たす場合には、例外的に対面により行う授業の時間数を各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも認められる。

③ その他配慮いただきたい事項（柔軟な履修等）

教務規程等において、慣例として授業への出席の回数を履修や単位認定の要件として課しているところ、遠隔授業や通信教育の実施、補講その他適切な指導の実施等により、生徒一人一人の実情に応じて柔軟に理由・単位履修を認めることが望まれる。

規則改正は、令和6年4月1日より施行された。

【全高長の対応】

規則改正を受けて各都道府県教委は管下の高等学校における対応方針を定め通知等を発出した。全高長では7月8日に開催した第1回都道府県高等学校長協会長研究協議会で47都道府県の対応内容を集約し、それをもとに協議を行った。その結果各都道府県の対応状況に大きな差があることが明らかになった。各協会長はこの結果を持ち帰り取り組みの遅れているところについては教育委員会に先進事例等の情報を提供し取り組みの促進を求めた。これらの動きもあり11月初旬段階では多くの都道府県教委でガイドラインやQ&Aを整備している。

2 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について

(1) 諮問と審議の進展

永岡文部科学大臣は、令和5年5月22日中央教育審議会の荒瀬会長に対し、質の高い教員の確保のための環境整備に関する総合的な方策の策定についての諮問を行った。

具体的な検討内容は、①更なる学校における働き方改革の在り方について、②教師の処遇改善の在り方について、③学校の指導・運営体制の充実の在り方についてである。中央教育審議会は、初等中等教育分科会に「質の高い教師の確保特別部会」を設置し検討を開始した。

また、政府は6月16日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に経済「質の高い教師の確保特別部会」は6月26日(月)に第1回会合を開き、①教師の処遇改善や勤務制度、②更なる学校における働き方改革、③学校の管理運営の在り方等、を一体的・総合的に検討する。という方向性を確認し、6月から月1回のペースで検討を進め8月28日に「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」を取りまとめた。

特別部会は9月以降もほぼ月1回のペースで開催され、4月19日(金)の会合で「審議のまとめの素案」が示されそれをもとに検討が行われ、出された意見をもとに修正、加筆が行われ5月13日(月)の会合に最終案が出され、委員の了承を得た後、貞広部会長より盛山文部科学大臣に報告された。

文部科学省は6月14日(金)～28日(金)でパブリックコメントを実施し18,354件の意見が出された。特別部会はこれらの意見も踏まえて最終的に答申として取りまとめ、8月26日(月)の中教審総会で正式決定しも盛山文科大臣に手渡した。併せて環境整備に関する総合的施策の工程表の案も示した。

(2) 「答申」の主な内容

① 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方 (第2章)。

ア 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員の姿

- ・ 教師は、崇高な使命を自覚し、絶えず研究と修養が求められる学びの高度専門職であり、教職生涯を通じて学び続けられるようにしていくことが必要。
- ・ チーム学校の考え方の下、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成が必要。
- ・ 研修や学ぶ時間の十分な確保等によって自己の資質・能力等を高められるようにし、活き活きと子供達と接することができる環境の整備が必要。

イ 教師を取り巻く環境整備の目的

- ・ 教師の健康を守ることはもとより、教師の人間性や創造性を高め、高い専門性を発揮できるようにするとともに、知識・技能等を学び続けられる環境の整備。
- ・ 教師の資質向上や多様な人材の教育界内外からの確保により、質の高い教職員集団を実現。
- ・ 若手教師や教職志望の学生を引きつけるため、抜本的に教職の魅力を向上。
- ・ 学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのより良い教育の実現。

ウ 基本的な方向性

- ・ 学校における働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善を一体的・総合的に推進することが必要。

② 学校における働き方改革の更なる加速化 (第3章)

ア 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

- ・ 教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要。学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進が必要。
- ・ 「個業」から、「協働」へのシフトチェンジの徹底が必要不可欠。
- ・ 3分類に基づく業務適正化の徹底。標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化等が必要。

イ 学校における働き方改革の実効性の向上等

- ・ 勤務時間管理は、服務監督教育委員会の責務。
- ・ 全ての教育委員会における働き方改革の取組状況の公平な「見える化」やPDCAサイクルの構築が不可欠。

- ・ まずは時間外在校等時間が月 80 時間超の教師をゼロにすることを最優先で目指し、全ての教師が月 45 時間以内となることを目標として、将来的に月 20 時間程度への縮減を目指し、それ以降も見直しを継続すべき。
 - ・ 教育委員会内の働き方改革の担当の明確化も必要。学校でも教職員と支援スタッフの連携等を通じた働き方改革の推進の明確化等が必要。
 - ・ 校長の育成指標への反映と管理職研修を通じたマネジメント能力の向上が必要。
 - ・ 保護者等からの過剰な苦情に行政が対応する仕組みの構築や、スクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実が必要。
- ウ 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実
- ・ 若手教員への支援体制の充実。
 - ・ 学校の労働安全管理体制の整備に向けて教育委員会への強力な指導が必要。
 - ・ 「勤務間インターバル」を学校においても進めることが必要。
- エ 柔軟な働き方の推進
- ・ 早出遅出出勤やフレックスタイム制度、テレワークの導入促進。
- ③ 学校の指導・運営体制の充実 (第 4 章)
- ア 持続可能な教職員指導体制の構築
- ・ 小学校中学年についても教科担任制を推進し、専科指導のための定数改善が必要。
 - ・ 新卒教員は教科担任とする、持ち授業時数を軽減する等の取組ができるよう、教科担任制の充実に向けた定数改善が必要。
 - ・ 若手教員の支援、安心して産休や育休を取得できるような体制整備が必要。
- イ 多様化・複雑化する課題と新たな学びへの対応
- ・ 学びの多様校への教員配置の充実や不登校生徒への支援を担当する生徒指導教師の全中学校への配置が必要。
 - ・ 養護教諭や栄養教諭の配置充実、高等学校や特別支援学校の指導・運営体制の充実
- ウ 組織的・機動的なマネジメント体制の構築
- ・ 学校内外との連携・調整機能の充実や若手教師のサポートのため「新たな職」の創設
 - ・ 副校長・教頭未配置校の解消や複数配置基準の引き下げの検討、主幹教諭の配置充実、事務職員の公務運営への参画と配置充実。
- エ 支援スタッフの配置の在り方等
- ・ 教員業務支援員の安定的確保のための環境整備と移送の連携・協働に向けた学校マネジメントの推進。
 - ・ 副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動支援員の配置充実。
- オ 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成
- ・ 社会人の学校への参入促進。特別免許状、特別非常勤講師の積極的活用。
 - ・ 教職の魅力の広報・啓発や現場ニーズの適切な発信。

④ 教師の処遇改善（第5章）

ア 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について

- ・ 教師の職務等の特殊性を踏まえ、勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額を支給する仕組みは現在においても合理性を有する。

【理由】

- ・ 教職の性質は全人格的なものであり、一人一人がそれぞれ異なるとともに、日々変化する目の前の子供たちへの臨機応変な対応が必要。
- ・ どのような業務をどのようにどの程度まで行うか、教師自身の自発性・裁量性に委ねる部分が多い。
- ・ 教師の職務は、教師の自主的・自律的な判断に基づく業務と管理職の指揮命令に基づく業務が日常的に渾然一体となっており正確な峻別は極めて困難。授業準備や教材研究等がどこまでが職務なのか、精緻に切り分けることは困難。

* 労働基準法による一般行政職などと同様の時間外職務命令を前提とした勤務時間管理は適さない。

- ・ 人材確保法による一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、教職調整額の率は少なくとも10%以上とすることが必要。
- ・ 管理職からの勤務命令が抑制的ななか、教師の自発性・創造性に委ねる部分が多いこと等から、超勤4項目に別の業務を追加することは適さない。

イ 職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について

- ・ 職務や勤務の状況に応じた給与体型の構築、人事考課の適正な実施・活用が必要。
- ・ 「新たな職」の創設に伴い、教諭と主幹教諭との間に新たな級の創設が必要。
- ・ 学級担任に義務教育等教員特別手当を加算。管理職手当等の改善。

⑤ 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ等（第6章）

- ・ 国は、教師を取り巻く環境整備の進捗状況を客観的にフォローアップし、機能的に取組みの見直しを図ることが重要。
- ・ 次期学習指導要領における標準授業時数の在り方や教員免許や教員養成の在り方等については、今後の専門的検討を踏まえ、改革されることを期待。

(3) 「審議のまとめ」公表後の動き

「審議のまとめ」の公表を受けて教職員団体や研究者の団体などが相次いで記者会見を開いた。意見の多くは「審議のまとめ」の内容が働き方改革や定数改善に向けての具体策が示されていない中で、給特法の枠組みは維持して教職調整額を引き上げるという処遇案に失望感を表明するものであった。マスコミの反応も「定額働かせ放題は維持」など給特法の枠組み維持に焦点を当てたものが多く、どちらかと言えば否定的な論調が目立った。

「審議のまとめ」公表後の反応を見た財務省は、教員からの同意が得られない状況での教職調整額の引き上げに難色を示す動きをみせた。

こうした中、文科省は改めて「審議のまとめ」の考え方を示したリーフレットを作成するとともに、「審議のまとめ」のポイントを簡潔に説明する動画を作成して、教職調整額の引き

上げにとどまらず総合的な方策を進めていくことを強調し、関係者への理解を深める取組を開始した。

(4) 経済財政運営と改革の基本方針2024「骨太の方針」

政府は6月21日2024年の経済財政運営の基本方針「骨太の方針」を閣議決定した。教職調整額を給与月額の10%以上に上げることなど、「質の高い教師の確保特別部会」が示した「審議のまとめ」の具体的な提案内容が盛り込まれ、公立学校教員の処遇を改善する姿勢を明記した。そしてこれらの施策の財源を確保するとともに25年通常国会に教職員給与特別措置法（給特法）改正案を提出することを明記した。

しかし、盛山文科大臣は6月25日の閣議後の記者会見で、「骨太の方針」の内容について問われ、「政府全体でそれを認めるという状況ではない。年末に政府原案が決まるところまで今後、折衝が続いていく。」と述べ、実現に向けて難しい状況にあるという認識を示した。

(5) 「教師を取り巻く環境整備 総合推進パッケージ」取りまとめ。概算要求への反映

文科省は8月29日、盛山大臣を本部長とする「教師を取り巻く環境整備推進本部」を立ち上げ、答申を踏まえ「学校における働き方改革の更なる加速化」「学校の指導・運営体制の充実」「教師の処遇改善」を一体的・総合的に推進する「教師を取り巻く環境整備 総合推進パッケージ」を取りまとめた。

大臣は、国・教育委員会・学校が一体となって、定量的な目標設定や時間外在校等時間の縮減状況などの「見える化」を図り、成果に繋げていく仕組みの実現などに向けて取組を進めるよう各担当局に指示した。

また、令和7年度予算の概算要求に教職調整額を13%に引き上げる。管理職手当の改善（月額5,000円～10,000円の増）、新たな職の創設に伴う予算などを盛り込んだ。併せて給特法改正に向けた検討を開始し、来年1月から始まる通常国会に改正案を提出する方針を明らかにした。

(6) 財政制度等審議会財政制度分科会での文科省の要求に対する財務省の見解

財務省は11月11日財政制度等審議会で文科省からの要求に対する見解を示した。

- 一定の「集中改革期間（例えば5年間）」に「学校業務の抜本的な縮減」を進める仕組みを講じ、その上で、労基法の原則通り、やむを得ない所定外の勤務時間にはそれに見合う手当を支給することが教員の魅力向上につながるのではないか。
- ただし、他の公的部門の状況も踏まえた持続的な賃上げを後押しする観点も踏まえ、「集中改革期間」において財源の確保を前提に経過措置的に教職調整額を引き上げる場合には、
（案）10%を目指して段階的に引き上げつつ、10%に達する際に所定外の勤務時間に見合う手当に移行することを検討することが考えられる。
- その際、ただ引き上げるのではなく、以下のように働き方改革の進捗を確認した上で引

き上げの決定を行う仕組みを付与し、働き方改革に取り組む強力なインセンティブ付け
としてはどうか。働き方改革が進捗せず引き上げが行われないこととなった場合は、その
時点で原因を検証し、外部人材の配置等その他のより有効な手段に財源を振り向けるこ
ととする。

- ① いわゆる「3分類」の厳格化及び外部対応・事務作業・福祉的な対応・部活動等につ
いて更なる縮減・首長部局や地域への移行による授業以外の時間の抜本的縮減
- ② 勤務時間管理の徹底
- ③ 校務 DX の加速化による業務の縮減
- ④ 長期休暇を取得できるような環境整備
- ⑤ これら取組の成果としての時間外在校等時間の縮減

* 所定外の勤務時間に見合う手当に対する国庫負担は、中教審答申と整合的につき 20 時間
を上限とする。

* 財源は、各年度予算の見直し(教員に特有の手当は上記の手当に一元化する等)

(7) 財務省の見解に対する文科省の反論

- 平成 28 年以降、令和元年の給特法改正による「上限指針」の策定や教職員定数の改善等
に加え、学校や教育委員会の努力もあり、教師の時間外在校等時間は約 3 割縮減した。
- 教育を行うのは「人」であり、教職員定数等の充実のための財源措置が不可欠。教職員定
数等の充実をすることなく、単に学校現場の業務縮減の努力のみをもって学校における働
き方改革を進めようとする提案は、学校現場への支援が欠如。
- 学校における働き方改革加速化のインセンティブとしては、自治体ごとの在校等時間の
公表を制度化するなど、長時間勤務を縮減するメカニズムの構築を行う。

一方で、いじめや暴力行為への対応をはじめ対応しなければならない課題も多く発生し、
時間外在校等時間の縮減が容易でない地域や学校も存在するにもかかわらず、教職員定数
の改善等の支援も行わず、勤務時間の縮減を給与改善の条件とする提案は、必要な教育活動
を実施することがためらわれ、子ども達に必要な教育指導が行われなくなるなど、学校教育
の質の低下につながる。

* 時間外勤務手当の国庫負担に上限を設けることは、自治体に負担を転嫁するもの。義務教
育における国の責任を果たせず、自治体の財政力の差によって教育活動の量の差が生まれ
ることになり、教育格差が生じる。

(8) 大臣折衝での合意

こうした中、12月24日に阿部文科大臣と加藤財務大臣との折衝が行われ、以下の内容につ
いて合意が図られた。

- (1) 教師の処遇改善について、給特法を改正し、教職調整額を令和 12 年度までに確実に
10%に引き上げる(令和 7 年度は 5%)とともに、学級担任への手当の加算など職責と業
務負担に応じた給与とする。
- (2) 教職員定数について、今後 4 年間で計画的に改善することとし、令和 7 年度予算にお

いては、小学校教科担任制や中学校生徒指導担当教師の拡充等のための 2,190 人の改善を行うこと。さらに令和 8 年度から中学校 35 人学級への定数改善を行うこと。

(3) 働き方改革について、教師の平均の時間外在校時間を月 20 時間程度とすることを目指して、まずは今後 5 年間で約 3 割縮減し月 30 時間程度とすることを目標として取組みを加速化する。

* 文科省としては目標としていた教職調整額の大幅な引き上げは達成できなかったものの併せて求めていた教員の増員、中学の 35 人学級導入が認められたことを評価して合意を決めたと考えられる。

(9) 全国高等学校長協会の対応

特別部会の委員には義務教育国庫負担制度との関係で小学校、中学校の代表が加わっているが、高等学校、特別支援学校の代表は入っていない。そのため部会での議論や緊急提言の内容も小・中学校の課題等に対応した内容となっている。全高長としては会長を中心に高等学校の実態や課題も踏まえた検討を進めるべきとの意見を様々な場面で表明してきた。

令和 5 年 8 月に出された緊急提言に対する意見書では、高等学校や特別支援学校などを含めた一体的な議論をすべき。など 9 項目にわたって具体的な意見・要望を記した。

また、全国の協会長が参加する都道府県高等学校長協会長研究協議会では令和 5 年 11 月 10 日（金）、令和 6 年 7 月 8 日（月）二度にわたりこの件を主管している安井初中等教育局財務課長から改めて説明を受け、協会長と質疑応答、意見交換を行い、高等学校の実情を踏まえた形で今後の検討を進めるよう改めて要望した。

全高長としては、「定数改善抜きに教員の働き方改革は進まない。」考えのもと、3 月 18 日に会長名で「高等学校の教員定数改善を求める全高長としての今後の取り組みについて」を発表し、この問題について令和 6 年度の最重要課題として取り組むこととし、①検討のための PT の設置、②都道府県高等学校長協会長研究協議会での協議、③文部科学省への要望書の提出、の 3 つの取り組みを進めることとした。

PT は 7 月中旬に内田会長をはじめ 13 名の校長で発足し、①「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」の高校版の作成。②「公立高等学校の適正規模及び教職員定数の標準等に関する法律」の改正案の作成。③新たな加配措置の在り方についての提案。等について検討を進めた。

11 月 9 日（土）、10 日（日）には 10 名の校長と全高長、全普高の事務局 3 名で合宿を行い、「3 分類」の高校版及び標準法の改正に向けての原案をまとめた。原案は 1 月 17 日の第 3 回の都道府県高等学校長協会長研究協議会にかけた後、年度内にまとめられ文科省に要望する予定である。

3 今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会議

学習指導要領の改訂は近年ほぼ10年ごとに行われている。現行の学習指導要領は2017（平成29）年に改訂され、高等学校では2022（令和4）年度より学年進行で実施されている。

文部科学省は、2022（令和4）年11月28日、次期学習指導要領改訂を見据えて「今後の教育課程、学習指導要領及び学習評価の在り方に関する有識者検討会議」を設置し、現行の学習指導要領の下での子供たちの学習の状況や学校における学習指導の状況等を踏まえつつ、今後の社会の変化を適切に見据えながら、今後の教育課程、学習指導及び学習評価の在り方について、必要な検討を開始した。

会議は、令和6年8月19日までに14回開催され、第14回の会議で論点整理の骨子案が示された。

【骨子案】

- 1 これからの社会像とこれまでの学習指導要領の趣旨の実現状況
 - (1) これからの社会像
 - (2) 現行学習指導要領の目指したものとその趣旨の実現状況
 - (3) 現行学習指導要領の実施上の課題
- 2 これからの社会像や現状の課題を踏まえた資質・能力
 - (1) 学習指導要領における資質・能力の枠組み
 - (2) 学習の基盤となる資質・能力
 - (3) 学校におけるデジタル学習基盤の整備を踏まえた学びの在り方
- 3 各教科等の目標・内容、方法・評価
 - (1) 資質・能力の育成に向けた効果的な目標・内容の構成方法
 - (2) 学習評価の現状と育成すべき資質・能力を踏まえた今後の対応
- 4 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程
 - (1) 現行の「個に応じた指導」の記述と充実の在り方
 - (2) 教育課程の柔軟性の在り方
 - (3) 学校段階間の連携・接続の在り方
- 5 学習指導要領の趣旨の着実な実現を担保する方策や条件整備
 - (1) 教育課程を実施する上での学校現場の過度な負担を防ぐための在り方
 - (2) 教科書・教材の在り方
 - (3) カリキュラム・マネジメントの実態と今後の推進の在り方。
 - (4) 教育課程の円滑な実施に向けた学校への支援と環境整備
- 6 学習指導要領の趣旨の実現に向けた政策形成・展開
 - (1) 学習指導要領・解説等の形態
 - (2) 学習指導要領の改訂プロセス、学校や教育委員会への浸透の在り方
 - (3) 社会的ニーズとの整合性

4 高等学校 DX 加速化促進事業 (DX ハイスクール)

文部科学省は平成 6 年 4 月 16 日、「高等学校 DX 加速化推進事業 (DX ハイスクール)」採択校を公表した。この事業は、大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要との課題意識のもと、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICT を活用した文理横断的・探究的な学びを強化する学校などに対して、1 校あたり 1,000 万円を上限に必要な環境整備の経費を支援するもので、令和 5 年度の補正予算で 100 億円というこれまでにない規模の予算が付いたものである。

文部科学省は 8 月 29 日、来年度の概算要求に DX ハイスクール事業の継続 107 億円の予算要望をした。予算は令和 6 年度の補正予算で 74 億円が認められた。支援内容は、継続校に 1 校当たり 500 万円、新規採択校 (200 校) に 1 校当たり 1,000 万円、都道府県による域内横断的な取組に 1,000 万円とする。また各類型ごとの取組を重点的に実施する学校 (80 校) を重点類型として補助上限を 200 万円加算することとした。

5 大学入学共通テスト (令和 8 年度からの電子出願) について

大学入試センターは 9 月 6 日、令和 8 年度大学入学共通テストから出願手続きの電子化を行うことを予告した。(詳細な出願手続きの方法等については、来年 2 月以降に公表)

【電子化の概要】

- ・ 出願は志願者本人が直接オンライン (パソコン、スマートフォン等) で行う。登録内容の変更も同様。(マイページを作成)
- ・ 検定料の支払いはオンライン決済になる。
- ・ 受験票は、オンラインで各自印刷し当日試験会場に持参する。
- ・ 高校等の関係者が、自校からの志願者のデータ (同意した者のみ) を閲覧できるサイトを開設する。

6 令和 5 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

文部科学省は令和 6 年 10 月 31 日、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」を公表した。

- ・ 高等学校におけるいじめの認知件数は、17,611 件で前年度より 2,043 件増加した。
- ・ 高等学校における暴力行為発生件数は、5,361 件で前年度より 1,089 件増加した。内容としては 3,581 件で全体の 2/3 を占めている。
- ・ 高等学校における長期欠席者 (年度間に 30 日以上登校しなかった生徒) は 104,814 人で前年度より 17,957 人減少した。

- ・ 高等学校における不登校生徒数は、68,770人で前年度から8,195人増加し過去最高となった。しかし増加率は13.5%と前年度(18.8%)と比較して若干低くなった。在籍生徒に占める不登校生徒の割合は2.4%である。
 - ・ 高等学校における中途退学者は、46,238人で前年度から2,837人増加した。平成25年度以降減少傾向にあったが、令和2年度を境に増加している。中途退学率は1.5%。
- * 小・中学校における不登校児童生徒数は、346,482人で前年度よりから47,434人増加し過去最多となった。

7 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について

(令和6年12月25日 中央教育審議会 諮問)

文科大臣は12月25日に中教審に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問を行った。

【主な諮問内容】

- (1) 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方
- (2) 多様な子供達を包摂する柔軟な教育課程の在り方
- (3) 各教科等やその目標・内容の在り方
- (4) 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の確実な実現のための方策

中教審では初等中等教育分科会教育課程部会のもとに企画特別部会を設置し、令和7年1月から検討を開始する。

8 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について

(令和6年12月25日 中央教育審議会 諮問)

文科大臣は12月25日に中教審に「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」諮問を行った。

【主な諮問内容】

- (1) 社会の変化や学習指導要領の改定等も見据えた教職課程の在り方
- (2) 教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方
- (3) 多様な専門性や背景を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方

中教審では初等中等教育分科会教員養成部会で令和7年1月から検討を開始する。

9 大学入学者選抜実施要項において定める試験期日等の遵守について

文部科学省は12月24日に高等教育局長名で各大学に対し「大学入学者選抜実施要項において定める試験期日等の遵守について」の依頼文を発出した。

これは今年度首都圏にある一部の私立大学が推薦入試において実施要項の趣旨を踏まえず実質的に一般選抜の早期実施と考えられる入試が実施されたことを受けてのことである。

このような入試は関西地方の私立大学では20年以上前から実施されていることも今回明らかになったが、首都圏私大での今回の入試を容認することになれば大学入試全体の早期化が進み高校教育への影響が大きくなるとともに大学への影響も少なくないことから今回の対応に至った。文科省では今後開かれる大学入学者選抜検討委員会でこの件について改めて協議する予定である。